



## 倉敷市災害対応用映像設備等導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月 2 5 日  
倉敷市総務局防災危機管理室  
危機管理課



## 目次

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1 背景及び目的.....         | 1 |
| 2 業務概要.....           | 1 |
| 3 参加資格.....           | 1 |
| 4 調達スケジュール.....       | 2 |
| 5 参加申請.....           | 3 |
| 6 参加資格審査.....         | 3 |
| 7 仕様書等資料配布.....       | 3 |
| 8 仕様書等に対する質疑・回答.....  | 4 |
| 9 提案書等の提出.....        | 4 |
| 10 提案書等の内容.....       | 5 |
| 11 提案書等に対する質疑・回答..... | 6 |
| 12 審査.....            | 6 |
| 13 プロポーザルの公平性確保.....  | 7 |
| 14 契約の締結.....         | 7 |
| 15 その他特記事項.....       | 8 |



## 1 背景及び目的

倉敷市では、令和7年12月竣工予定の防災危機管理センター棟へ防災危機管理室、オペレーションルーム、災害対策本部室を配置し、防災対応機能を集約することとしている。この3つの部屋にて相互にスムーズな情報連携を行い、災害対応を効率的に行うため、各部屋に映像設備を導入する。映像を部屋間で配信可能とし、庁舎の音響、映像設備への入出力を行うことで、必要な部屋で必要な映像や音声を確認できるようにする必要がある。

このために、広く効果的な機器、技術の提案を求め、昨今の激甚化する災害へ対応するための先進的な設備の導入が行える業者選定を目的とする。

なお、本案件において、参加申請から契約締結までに必要な費用は、全て参加業者側の負担とし、倉敷市は経費を負担しない。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

倉敷市災害対応用映像設備等導入業務委託

### (2) 業務内容

別紙「倉敷市災害対応用映像設備等導入業務委託要件仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、仕様書は参加資格審査の通過後に配布する。

### (3) 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

※令和8年1月9日までに導入し稼働し、以後は初期不良、調整を行うこと

### (4) 調達方法

公募型プロポーザル方式

※提案書審査のみで優先交渉権者を決定する

### (5) 提案上限額

総額 9,272,722円（税込）

※提案価格（金額）が提案上限額を上回っている場合は失格とする。

※この提案上限額は、仕様書に示す導入機器が正常稼働するためのハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、構築費用等を全て含むものとする。

### (6) 事務局（本件に関する質疑及び書類等提出先）

担当部署：防災危機管理室危機管理課（守本・上坂）

住所：〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

電話：086-426-3645

メール：csmgt@city.kurashiki.okayama.jp

### (7) 留意事項

仕様書に記載されている要件項目全てを満たすこと。ただし、要件仕様書に記載されている要件以上に最良と判断される代案がある場合は、その旨を記載し提案すること。

「～が可能であること」「～に対応していること」「～できること」等と記載されている要件項目について、本案件の費用にて実現できること。

## 3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。

(2) 倉敷市又は隣接市町村に営業拠点を有していること。

(3) 倉敷市において指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。



- (4) 倉敷市暴力団排除条例（平成23年倉敷市条例第45号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
- (5) 事業所所在地が倉敷市内の場合は、倉敷市税を滞納していないこと。事業所所在地が倉敷市外の場合は、本社が国税を滞納していないこと。
- (6) 引き続き2年以上営業を行っていること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 本調達を円滑に遂行するための体制が整備されている者であること。
- (9) 自治体における2件以上の映像システム等の導入及び稼働実績を有すること。

#### 4 調達スケジュール

| 工程               | 主体        | 概要                                                                                                                                   |
|------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公開               | 倉敷市       | <ul style="list-style-type: none"> <li>調達情報の掲載<br/>倉敷市公式ホームページ及びAPPLIC ホームページ</li> <li>公募期間<br/>14日間（令和7年7月25日から8月8日まで）</li> </ul>   |
| 参加申請             | 業者        | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加希望の業者は公募期間内に倉敷市が提示する参加資格確認申請書等を提出する。（持参又は郵送）</li> <li>参加申請受付期限（8月8日17時まで 必着）</li> </ul>     |
| 参加資格審査           | 倉敷市       | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加希望業者について、参加資格を満たしているかを確認する。</li> </ul>                                                      |
| 審査結果通知及び仕様書等資料配布 | 倉敷市       | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加資格審査を通過した業者へ審査結果通知及び要件仕様書等を配布（8月18日）</li> <li>配布方法は電子メール</li> </ul>                         |
| 仕様書等に対する質疑・回答    | 業者<br>倉敷市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>質疑・回答は電子メールで実施する。</li> <li>倉敷市への質疑期限（8月22日12時まで必着）</li> <li>倉敷市からの回答期限（8月26日12時まで）</li> </ul> |
| 提案書等の提出          | 業者<br>倉敷市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>提案書等を作成し期間内に提出する。（持参又は郵送）</li> <li>提出期限（8月29日17時まで）</li> </ul>                                |
| 提案書等に対する質疑・回答    | 倉敷市<br>業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>質疑・回答は電子メールで実施する。</li> <li>倉敷市からの質疑期限（9月3日12時まで）</li> <li>倉敷市への回答期限（9月5日12時まで）</li> </ul>     |
| 審査               | 倉敷市       | <ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類により、審査を実施し、優先交渉権者を選出する。</li> </ul>                                                        |
| 優先交渉権者の決定        | 倉敷市       | <ul style="list-style-type: none"> <li>審査結果を通知し、優先交渉権者を決定する。</li> <li>審査結果の通知日（9月12日）（予定）</li> </ul>                                 |
| 契約締結             | 倉敷市<br>業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>9月中旬（予定）</li> </ul>                                                                           |
| 構築・稼働            | 倉敷市<br>業者 | 設計・構築・テスト・稼働 <ul style="list-style-type: none"> <li>構築完了（令和7年12月31日）</li> <li>運用開始（令和8年1月上旬）</li> </ul>                              |



## 5 参加申請

### (1) 参加申請資格

仕様書に示す本調達の範囲の全項目について、提案可能であること。

参加資格確認調書（様式第3号）に記載されている参加資格要件事項を満たしていること。

### (2) 参加申請期間

項番4 業務スケジュールのとおり

### (3) 参加申請に必要となるもの

- ・参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・機密保持誓約書（様式第2号）
- ・参加資格確認調書（様式第3号）
- ・自治体に対して、本調達と同等規模の映像設備等の構築実績2件以上を証明する資料（契約書のコピー、構築概要）

※A4サイズで1～3枚程度で事業元への確認が可能なもの。

- ・事業所所在地が倉敷市内の場合は市税納税証明書（市税に滞納がない旨の証明書）
- ・市外の場合は本社における国税納税証明書（国税に滞納がない旨の証明書）

※いずれも発行日から3か月以内のもので紙媒体1部（コピー可）を提出すること

- ・登記事項証明書
- ・決算書等の財務状況が確認できる書類

### (4) 参加申請の提出先

事務局

### (5) 参加申請の提出方法

持参又は郵送とする。

提出書類は封筒に入れ、封筒に代表企業の商号又は名称と共に、「倉敷市災害対応映像設備等導入業務委託公募型プロポーザル 参加資格確認申請書等 書類在中」と朱書きすること。

※郵送の場合は、提出期限必着で、書留郵便又は配達証明に限る。

### (6) 留意事項

提出期限までに提出が無い場合、参加できない。

### (7) 参加辞退について

参加申請の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を提出すること。また、参加を辞退しても、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、提出された書類は返却しない。

## 6 参加資格審査

参加資格確認申請書等により参加資格を確認し、その結果を次のとおり通知する。

### (1) 通知日

項番4 業務スケジュール概要のとおり

### (2) 通知方法

参加資格確認申請書に記載された連絡先（E-Mail）に、電子メールで結果を通知する。予定日時までに電子メールが届かない場合は、事務局に電話で確認すること。

## 7 仕様書等資料配布

参加資格審査を通過した業者に対し、仕様書等の資料を次のとおり配布する。

### (1) 配布日



## 項番 4 業務スケジュール概要のとおり

## (2) 配布方法

参加資格確認申請書に記載された連絡先（E-Mail）に、電子メールに仕様書等の電子データを送信する。

## &lt;配布資料&gt;

- ・仕様書
- ・審査評価表
- ・質問書（様式第 5 号）
- ・要件仕様確認書（様式第 A 号）
- ・積算内訳書（様式第 B 号）
- ・構築実績報告書（様式第 C 号）

## (3) 留意事項

参加資格審査を通過後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 4 号）を提出し、配布資料を削除すること。

なお、参加を辞退しても、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

電子データは本プロポーザル終了後に必ず削除すること。

## 8 仕様書等に対する質疑・回答

## (1) 質疑・回答期間

## 項番 4 業務スケジュール概要のとおり

## (2) 質疑方法

本業務に関して質問がある場合は、質問書（様式第 5 号）を提出するものとする。

提出方法は原則として電子メールとし、件名は「倉敷市災害対応用映像設備等導入業務委託公募型プロポーザルに係る質問」とすること。

（宛先：csmgt@city.kurashiki.okayama.jp）

なお、添付資料を送付する場合は、倉敷市の電子メール環境（1 通あたりの受信容量が最大 10M バイト（エンコード前））に注意すること。

電話等による口頭での質問には対応しない。

## (3) 質疑の受付

質問書の到着後、翌営業日 12 時までに質疑の受付完了を電子メールで返信する。

期日までに返信が届かない場合は、事務局に電話で確認すること。

## (4) 回答方法

各業者からの質問・質問に対する回答については、原則として質問者に対してのみ回答する。ただし、倉敷市が全体に影響すると判断したものについては、全ての参加業者に対して通知する。

## (5) 留意事項

提出期限までに到着しなかった質問書については、いかなる理由があっても回答しない。

## 9 提案書等の提出

本件調達に参加しようとする業者は、次のとおり提案書等を提出するものとする。

なお、提案は各者 1 案とする。

## (1) 提出期間

## 項番 4 業務スケジュール概要のとおり

## (2) 提出書類



提出書類は紙媒体に加えて、電子データを電子媒体（CD もしくはDVD）1 枚で提出すること。なお、データ形式は、原則としてMicrosoftOffice（Word、Excel、PowerPoint）による編集可能な形式であること。互換ソフトによる誤読防止のためPDF 形式も提出すること。媒体表面にはタイトルと業者名を明記すること。

(3) 提案書等の提出先

事務局

(4) 提案書等の提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、提出期限必着で、書留郵便又は配達証明に限る。

提出書類は封筒に入れ、封筒に代表企業の商号又は名称と共に、「倉敷市災害対応用映像設備等導入業務委託公募型プロポーザル 提案書等 書類在中」と朱書きして持参又は郵送すること。

(5) 留意事項

- ・倉敷市から配布された仕様書等の電子データは本案件終了後削除すること。
- ・提案書等を提出しない場合、又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

なお、参加を辞退しても、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出後の修正・再提出は、いかなる理由であっても受け付けないものとする。
- ・提出した提案書等は開示請求の対象となる。ただし、情報公開条例第7条第3項の規定による場合は、この限りではない。

10 提案書等の内容

(1) 提案書

様式は任意とするが、次の点に留意すること。

(ア) 表紙のタイトルは「倉敷市災害対応用映像設備等導入業務提案書」として、参加者名を記載すること。

(イ) A4縦で製本し、正本1部、副本6部を提出すること。

(ウ) 次の内容について順に構成し、目次を付すること。また、目次を含めて40ページ以内とすること

- ① 会社概要
  - a 資本金
  - b 会社・営業所等所在地
  - c 事業分野・専門性
  - d 本業務に類推する映像設備の導入実績
- ② 提案するシステム等の概要
  - a 提案のコンセプト（基本的な考え方）
  - b 提案の特徴や
- ③ 倉敷市のかかえる課題に対する解決案
- ④ 導入機器の詳細（必須機能、必須機能ではないが特徴的な機能等）
  - a 災害対策本部室設置機器
  - b オペレーションルーム設置機器
  - c 防災危機管理室（執務室）設置機器
  - d WEB 会議室及び消防局災害対策室設置機器
- ⑤ 提案する導入機器についてのアピールポイント
- ⑥ 非機能要件（機器故障等の障害発生時の対応、サポート内容、保証期間）





### ⑦ 導入体制・スケジュール

#### (2) 要件仕様確認書（様式第 A 号）

各要件仕様に対して、実現可否を記載すること。要件仕様が実現不可の場合は、代替案を記載すること。実現不可かつ代替案無しの項目がある場合は失格とする。

#### (3) 見積書・積算内訳書

- ・ A 4 縦で作成し正本 1 部、副本 5 部を提出すること。
- ・ 見積書には、総額（税込）を記載し、本案件に係る全ての費用（ハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、構築費用等）を含むこと。
- ・ 単価・数量等の内訳が分かるよう積算内訳書（様式第 B 号）を作成し提出すること。

#### (4) 構築実績報告書（様式第 C 号）

審査の評価項目であることに留意し、過去 5 年以内で最大 5 件の構築実績を選定・記載し提出すること。また、構築実績を証明する資料（契約書のコピー、構築概要）紙媒体 1 部を提出すること。※ A 4 サイズで 1 ～ 3 枚程度で事業元への確認が可能なもの

## 11 提案書等に対する質疑・回答

### (1) 質疑・回答期間

項番 4 業務スケジュール概要のとおり

### (2) 質疑方法

提案書等に関して質問がある場合は、電子メールにて質問書（様式第 5 号）に記載し送付する。

提案書等に関して質問が無い場合は、その旨を電子メールにて通知する。

### (3) 回答方法

提出方法は原則として電子メールとすること。

（宛先：csmgt@city.kurashiki.okayama.jp）

なお、添付資料を送付する場合は、倉敷市の電子メール環境（1 通あたりの受信容量が最大 10M バイト（エンコード前））に注意すること。

※電話等による口頭での回答には対応しない。

### (4) 留意事項

提出期限までに到着しなかった回答書については、いかなる理由があっても受け付けられない。

## 12 審査

### (1) 評価基準

【倉敷市災害対応映像設備等導入業務委託公募型プロポーザル】審査評価表のとおり

### (2) 審査方法

提出された提案書等について、審査評価表にて評価し、優先交渉賢者を選定する。

提案価格や要件仕様確認書等の失格条件に該当する場合は、審査せず失格とする。

提出書類が全て揃っていない場合は、失格とする。

### (3) 審査内容

#### ア 提案評価（500 点満点）

- ・ 提案内容について、審査委員 5 名による各評価項目の評価を行う。
- ・ 1 名の評価点の持ち分は 100 点とする。

#### イ 価格評価（100 点満点）





- ・ 100点 × (1 - 提案価格 / 提案上限額)
  - ・ 小数点以下は切り捨てる。
  - ・ 提案価格（見積書）が提案上限額を上回っている場合は失格とする。
- (4) 結果通知日  
項番4 業務スケジュール概要のとおり
- (5) 結果通知方法  
参加資格確認申請書に記載された連絡先（E-Mail）に、電子メールで結果を通知する。  
予定日時までに電子メールが届かない場合は、電話で確認すること。
- (6) 公表内容  
参加した全者に対して、次の事項を通知する
- ・ 通知するものの得点
  - ・ 優先交渉権者名と得点
  - ・ その他の参加者の名称の無い得点一覧
- (6) 留意事項
- ・ 審査員構成・審査内容・経緯等については公表しない。
  - ・ 参加資格確認申請書・参加資格確認調書・提案書等に虚偽の記載が判明した場合は、失格とする。
  - ・ 最高得点者の得点が同点であった場合は、最高得点者の中で提案価格が最も安価であった者を優先交渉権者とする。提案価格も同額であった場合は、くじ引きにより決定する。
  - ・ 評価点が6割に満たない場合は失格とする。
  - ・ 提案書とともに提出した積算内訳書（様式第B号）は、機器構成等を把握するための参考資料であり、内訳の全てを承認したものではない。提案内容を実現するために必要な機器・部材等については、必要数量をすべて用意すること。
- 13 プロポーザルの公平性確保  
参加申請書類及び提案書等が次の条件に該当する場合は失格とする。
- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
  - ・ 虚偽の内容が記載されている場合
  - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合  
※軽微なものは除外する
  - ・ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
  - ・ 提案価格が異常に低い場合や、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不相当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- 14 契約の締結
- (1) 手続の進め方  
優先交渉権者決定後、仕様書等に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約により手続を行う。  
なお、見積書は協議完了後あらためて提出すること。
- (2) 仕様書の確定  
審査結果をもって企画提案があった内容を全て承認するものではなく、(1)の協議において本契約の仕様書を変更し確定することがある。ただし、募集時に公表した参加要件、契約条件等については変更できないものとする。
- (3) 協議が整わない場合



優先交渉権者が参加資格を満たさなくなった場合、協議において合意に達しない場合、又は優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次順位者から順に繰り上げて協議を行う。

(4) 契約条件

- ア 契約保証金は、倉敷市財務規則第 173 条により契約金額の 100 分の 10 以上の納付とする。ただし、倉敷市財務規則第 175 条に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- イ 事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、業務内容の一部分を再委託することについて、事前に本市の承認を得た場合はこの限りではない。
- ウ 事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報保護法の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。
- エ その他契約に関する条項は倉敷市財務規則による。

15 その他特記事項

- ・本提案の実施に要する一切の費用は、プロポーザル参加希望業者の負担とする。
- ・提案のない事業者への発注は行わないものとする。
- ・提出された情報・資料については、返却しない。
- ・提出された情報・資料については、倉敷市以外に頒布を行ってはならない。
- ・参加申請書類及び提案書等に疑義がある場合は説明を求める場合がある。
- ・参加資格要件を満たさなくなった場合、及び虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を失うものとする。
- ・事故又は不正な行為等本業務に係るプロポーザル実施に重大な支障があると倉敷市が認めるときは、プロポーザルを中止又は実施スケジュールを変更することがある。
- ・提案書にて示した本案件の中心的な役割を占める者（プロジェクトマネージャ等）を変更する場合には、事前に倉敷市へ届け出るものとする。ただし、その場合は従前の候補者と同等以上の技術を有すること。